

特殊鋼・鋳物関連産業の暑熱対策支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 島根県（以下「県」という。）が交付する特殊鋼・鋳物関連産業の暑熱対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）並びにその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、高温で過酷な職場環境である特殊鋼・鋳物関連産業について、暑熱対策に資する設備投資等に要する経費に対して補助金を交付することにより、職場環境改善を支援し、もって製造現場の人材定着及び人材確保を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 暑熱 概ね1,000℃を超える高温を発する設備により製造現場全体が常時（生産時点に限る）屋外の気温より高い状態又は概ね300℃を超える温度を発する設備前での常駐作業を要し作業員が常時高温に晒される状態を指す。
- (2) 金属の溶解炉 製鋼、鋳造又は鋳鋼に用いる、金属を加熱し液体に変化させる設備のうち、都度溶解するものについては、一回当たり溶解能力が300kg以上、連続で溶解するものについては、一時間当たり溶解能力が300kg以上のものを指す。
- (3) 鍛造用加熱炉 熱間鍛造に用いる、金属を加熱し軟化させる設備を指す。
- (4) 熱硬化型鋳造用中子造型機（シェルマシン） 概ね300℃を超える温度で金型を加熱し、砂を硬化させ、中子を製造する設備を指す。

(交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、次に掲げる各号の全てを満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を有する、現に製造業を営む事業者
- (2) 県内の事業所に金属の溶解炉、鍛造用加熱炉又は熱硬化型鋳造用中子造型機（シェルマシン）を保有すること
- (3) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しないこと
- (4) 島根県税の未納の徴収金がないこと

(交付の対象及び補助率)

第5条 知事は、暑熱対策による人材定着及び人材確保を目的として行う別表に掲げる内容（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「補助事業者」という。）及び経費で、交付決定日以降に支払われる経費のうち知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、同一事業において、国又は県の他の補助金等の交付を受けている者は、補助金交付の対象者としない。

2 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の区分、補助率、補助限度額及び補助期間等は、別表に定めるところによる。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、知事が指定する期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をしなければならない。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 知事は、第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を交付決定通知書により交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の申請をした者は、前条第3項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から起算して7日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとするときは、補助金交付申請取下げ届出書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(決定内容の変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費に配分された額を変更しようとするとき。ただし、対象経費の合計額の20%以内の減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更

イ 補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

- 3 知事は、第1項の承認をしたときは、速やかにその承認の内容及びこれに付した条件を交付決定変更承認通知書により当該補助事業者へ通知しなければならない。

(遂行状況の報告及び調査)

第10条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期日までに補助金遂行状況報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、補助事業の遂行状況等について必要に応じて、補助事業者に対して調査を行うことができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業を中止したときは、補助事業が完了した日（中止にあつては第9条第1項による承認を得た日）から起算して10日を経過する日までに、補助金実績報告書（最終年度用 様式第5号）に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項のほか、補助事業が複数年度に及び、各年度間を経過するときは、前年度の2月末日から起算して10日を経過する日までに、補助金実績報告書（各年度間経過時点用 様式第6号）に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）があるときは、前項に定める実績報告書に補助金取得財産等管理台帳（様式第

7号)を添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、報告書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めたときは補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により当該補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第13条 補助金の支払は精算払とする。

2 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、補助金精算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

(1) 補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき(補助事業者の責に帰すべき事情によるものを除く。)

(2) 補助事業者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。

(3) 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、この要綱又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

(5) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。

(6) 補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反したとき。

2 前項第2号から第6号までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、前条の規定により、補助金の返還を命ぜられたとき(第14条第1項第1号に該当して交付の決定が取り消されたことにより補助金の返還を命ぜられた

ときを除く。)は、その命令に係る補助金の受領の日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後においても、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると思込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える取得財産等(以下「処分制限財産」という。)を知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

- 2 前項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、やむを得ない事由により処分制限財産を前項に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ補助金取得財産等処分承認申請書(様式第9号)を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(事業成果等の報告)

第19条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間、毎年9月末日までに、補助事業に係る成果等の状況を、補助金事業成果等報告書(様式第10号)により知事へ提出しなければならない。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を記載した帳簿を作成するとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業終了後（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）5年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第21条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第11号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又はその一部の返還を命ずるものとする。

（補助事業等の公表）

第22条 知事は、補助事業及び補助事業者の名称並びに事業内容等について、補助事業者の利益に反しない範囲で、当該内容を公表することができる。

（暴力団排除に関する誓約）

第23条 補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付の申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（雑則）

第24条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月5日から施行する。

2 この要綱による改正後の特殊鋼・鋳物関連産業の暑熱対策支援事業補助金の規定は、施行の日以降の申請に係る補助金の交付について適用し、同日より前の申請・実績報告に係る補助金については、なお従前の例による。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表

(第5条関係)

項目	内容
補助対象 経費(※1)	製造現場における暑熱対策に資する施設、設備、機器の工事請負費、導入費・購入費のほか、知事が特に必要と認める経費 例：避暑用の休憩室の設置、送風ダクトを用いた空調設備、熱源近接作業の遠隔操作に係る設備（自動注湯装置、除滓装置） など
対象者	交付要綱第4条に掲げる事業者
補助率	補助対象経費の1／3以内（千円未満切捨て）
一社当たり 補助限度額	交付申請時点で県内全事業所における <u>常用従業員数（※2）</u> 301名以上の企業 下限1,000千円、上限80,000千円（千円未満切捨て） 交付申請時点で県内全事業所における <u>常用従業員数（※2）</u> 300名以下の企業 下限1,000千円、上限40,000千円（千円未満切捨て）
補助期間	交付決定の日から、最長で令和10年2月29日まで
注記事項	※1 ただし、下記の経費は除く。 ・消費税及び地方消費税 ・取得価格10万円未満の消耗品費（例：ファン付きベスト） ・暑熱対策の効率が著しく低いと認められる経費（例：送風ダクトを用いない全館空調） ・間接部門の従業員に対する経費（例：総務部門専用の休憩室設置） ※2 「常用従業員」とは、次の4点に概ね該当するものを指す。 （1）期間の定めなく雇用されていること （2）1週間あたり概ね40時間以上継続して勤務していること （3）社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること （4）賃金が月俸制又は年俸制であること ※3 補助事業者は事業実施にあたって、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めること。